

今年度の税制改正は、昭和恐慌以来 70 年ぶりに経験するデフレ不況の打開に向け、戦後 4 番目の大改正となりました。

前号に引き続き、改正項目の中から、お役に立つ情報を厳選してお届けします。

資産の購入は計画的に！！

平成 15 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日までに取得した資産については次の優遇税制が設けられました。

☆資産全般☆

30万円未満の資産については全額経費にできるようになりました。

法人税・所得税の取り扱い

旧	全額経費	一括償却資産	資産計上
新	全額経費		資産計上
	0円	10万円	20万円
			30万円

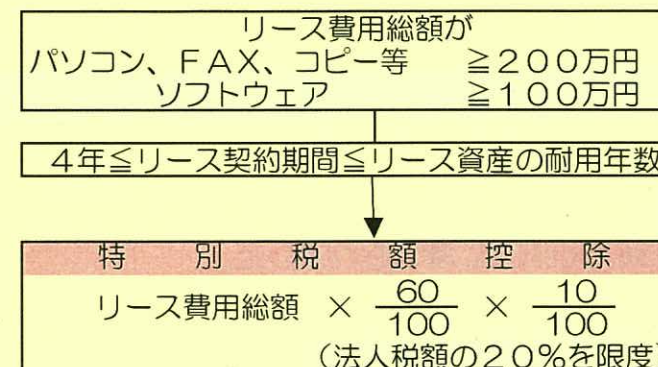
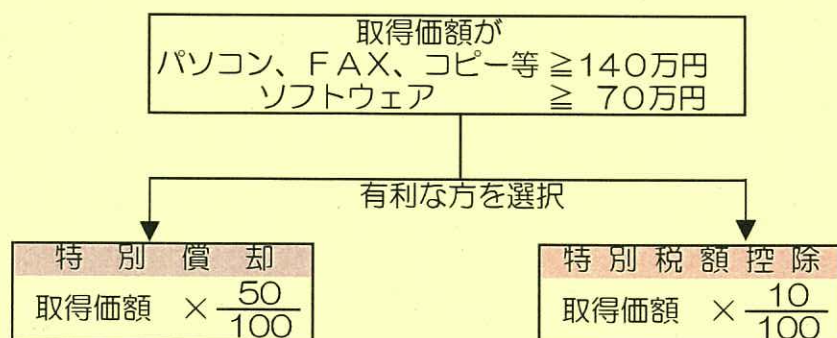
償却資産の取り扱い

申告不要	一括償却資産 申告不要	申告必要
0円	10万円	20万円
		30万円

(改正はありません。)

☆IT関連設備☆

パソコンなどについては140万円、ソフトウェアについては70万円以上のものについては通常の減価償却に加え、特別償却か税額控除が受けられるようになりました。



交際費が使える！？

平成 15 年 4 月 1 日以後開始の事業年度から、**資本金が1億円以下**の法人は交際費が**年360万円まで**(現行320万円まで)認められます。

高利回り銘柄が有利！？

上場会社株式より受け取る配当から差引かれる源泉税の税率が変わります。

所得税	20%	10%	7%	15%
住民税	-	-	3%	5%
計	20%	10%	10%	20%
原則：確定申告	確定申告	確定申告不要	確定申告	
配当の 受取期間	平成15年 4月1日	平成16年 1月1日	平成20年 4月1日	

少額配当の申告不要制度、35%源泉分離課税制度は廃止となります。

※ 未上場会社株より受け取る配当については従来通りです。

そのうち消費税率があがるのね？

平成 16 年 4 月 1 日より一般消費者に対する消費税の総額表示が義務付けられます。

- ＝例えば＝
- ① 10500円(税込)
 - ② 10500円(本体価格 10000円)
 - ③ 10500円(うち消費税等500円)
 - ④ 10500円(本体価格 10000円+消費税等 500円)
- ・・・などが考えられます。

値札やカタログなどへの対応が必要になりますので、詳細がわかり次第、当事務所の担当者がお知らせいたします。

(裏面につづく)

その他の改正

- ◎ 外形標準課税制度
資本金 1 億円を超える法人に導入されました。

- ◎ 住宅取得資金等に係る相続時精算課税制度
住宅資金の贈与の場合は非課税枠が 3500 万円になります。
(詳しくは前号をご覧ください。)
平成 17 年 12 月 31 日までは現行の住宅取得資金の贈与の特例
(5 分 5 乗方式) と選択できます。

- ◎ 試験研究費の総額に係る税額控除制度

- ◎ 同族会社の留保金課税制度の適用停止
自己資本比率 50% 以下の法人が対象です。

- ◎ 発泡酒などの酒税の引き上げ
平成 15 年 5 月 1 日より。

- ◎ たばこ税の引き上げ
平成 15 年 7 月 1 日より。